

クルーズ船をホテルとして活用する際の課題等整理内容の報告

1. 主な規制の運用の整理（旅館業法、入管法、関税法）

（1）旅館業法

・旅館業法における営業許可の要否

旅館業法第2条においては、ホテル、旅館等を旅館業と定めており、クルーズ船を含めた船舶については元来港を移動しながら貨客の運送を行なうことを主な目的とし、宿泊はそれに伴う付随的行為であることから、同法の適用対象となっていない。しかしながら、クルーズ船を一定期間係留させ、乗客以外の宿泊のみを目的とし、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業を行う場合は、旅館業法の営業許可が必要と考える。

ただし、「宿泊料を受けて」の解釈として、例えば、東京大会の大手スポンサーがクルーズ船を活用したホテルシップを用いてインセンティブ旅行（報酬旅行・招待旅行）を実施する場合等であって、お客様から宿泊料（休憩料、寝具賃借料、寝具等のクリーニング代、光熱水道料、室内清掃料等、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものを含む）を受けない場合には、旅館業法の適用は受けない。

クルーズ船をホテルとして活用する場合には、クルーズ船が通年運航していることなどを考慮し、自治体の判断により、十分事前に旅館業法の営業許可の取得手続を進めることが可能であることなどを、各自治体にお知らせすることとする。

また、現行の旅館業法では、許可に当たって、衛生上の観点から、窓のない客室は設けさせないこととしているが、オリンピック・パラリンピックのような多数の来訪者が見込まれる大規模なイベント開催を前提とする、クルーズ船を活用した宿泊サービスに係る許可申請について、窓のない客室においても、自治体の判断により許可を与えることを可能とする旨の通知を発出する予定である【2019年までに対応予定】。

（2）出入国管理及び難民認定法（入管法）

・外航クルーズ船の乗員の上陸許可期間の取扱い

乗員上陸の許可（入管法第16条）で認められる上陸期間は、一港のみ寄港する場合は7日（同法施行規則第15条）、最大で15日（同法第16条）とされており、日本国内の港に比較的長期に係留する場合に乗員の健康管理や人員配置を容易にするため、上陸期間の取扱いが課題となるところ、省令改正により、一港のみ寄港する場合であっても、最大15日まで許容する取扱を予定している。加えて、15日より長期間の滞在が必要となるケースに

については、必要に応じて再度同様の許可を行うことを予定している【2019年までに対応予定】。

なお、外航クルーズ船を日本国内の港に係留して宿泊施設として活用する場合において、当該船の乗員が引き続き当該船内でホテルマンと同様の活動（客室清掃員、ポーター等）を行うことは、乗員の業務範囲内と考えられ入国管理法の規制対象外であると整理されている。

また、当該外航クルーズ船の乗員でない外国人が日本で当該クルーズ船に乗り込んでホテルマンとして従事する場合には、不法就労等に該当する可能性も否定できないことから、国内の船舶代理店等及び海外の船会社等に対して周知する必要がある。

（3） 関税法関係

・ 外航クルーズ船の食料等の輸入手続

関税法の枠組みにおいては、外航クルーズ船において、当該外航クルーズ船に積載している食材等をホテルシップ宿泊客に対して提供する場合は、当該サービスは「外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合」（関税法第2条）に該当し、食材等についてあらかじめ輸入許可（関税法第67条）が必要であり、許可に際し必要な税（関税、消費税等）を納付する必要がある。

また、外国貿易を目的として食材等（外国貨物）を積載し入港する場合、当該外航クルーズ船は「外国貿易船」（関税法第2条）として取り扱うことから、開港への入港に際し、とん税及び特別とん税を納付する必要がある。

このような取扱いについて、国内の船舶代理店を通じ海外の船社等に対して周知する必要がある。

2. ホテルシップ活用の可能性がある埠頭の考え方について

通常のクルーズ船の運用と異なり、クルーズ船をホテルシップとして活用する場合には、長期間にわたる埠頭への係留が必要であるが、これを可能とするクルーズ船用の埠頭は限られるため、他用途の埠頭も含めてホテルシップ活用の可能性を検討する必要がある。

ホテルシップ活用の可能性がある埠頭の検討に当たっては、クルーズ船の大きさ毎に、以下の考え方に基づき整理することが有用と考えられる。

1. 港湾施設の諸元

当該埠頭が、安全に係留できる港湾施設の諸元（水深や岸壁延長等）を満たしていること。

2. 港湾関係者との調整

クルーズ船の長期係留を可能とするため、港湾関係者（他の船舶、港湾ユーザー等）との調整が整うこと。

3. 交通アクセス

当該埠頭内において、バス・タクシー等への乗継ぎが円滑に行える駐車スペースがあるなど旅客の安全な動線が確保されていること。また、最寄りのターミナル駅や競技会場等へのアクセス手段が整っていること。

4. 給水、ごみ処理の設備

埠頭の管理者側において、給水、ごみ、下水処理等の設備が整っていること。

5. 埠頭の保安措置

当該埠頭において、SOLAS 条約（海上人命安全条約）に基づき、保安区域への立入りの管理方法及び安全対策等の保安措置を取ることが可能であること。

6. 非常災害時の対応

火災、地震、津波等の非常災害時における避難経路の確保や連絡体制の整備等の対応がなされていること。

等

3. (上記 1. 及び 2. を踏まえた上で) 実施に当たって個別に調整すべきその他の具体的検討課題 (埠頭の利用調整、下水処理等)

(1) 埠頭の利用方法

- ・ 長期にわたる岸壁の利用に係る関係者 (他の船舶、港湾ユーザー等) との利用調整
- ・ 埠頭区域 (特に保安区域) への立入りの管理方法及び安全対策
- ・ バス、タクシー等の利用方法と駐車場の確保

(2) 主要観光地や競技会場までのアクセスの方法

- ・ 最寄り駅又は、主要観光地及び競技会場等までのアクセス手段の確保

(3) その他

- ・ 船内におけるレストラン、バーの営業許可取得に関する事項 (食品衛生法、風俗営業法等)
- ・ 給水、下水処理、ごみ処理等受入側の設備に関する事項
- ・ 船内での火災、犯罪、食中毒等事件事故への対応 (消防法等)
- ・ 地震、台風、津波等自然災害への対応

等